宇和島市ブランドブック制作業務仕様書(案)

1 業務名

宇和島市ブランドブック制作業務委託(以下、「本業務」という。)

2 目的

本業務は、令和3年度に策定した「第2期うわじまブランド魅力化計画(以下、「魅力化計画」という。)」における、宇和島市(以下、「本市」という。)の魅力を発信する戦略的事業の1つとして、本市における「日常の豊かさ(魅力化計画 P21,71)」を切り取り、本市のキャッチコピーである「ココロまじわうトコロ(魅力化計画 P15)」の理念を表現したブランドブックを制作し、おもに市民に対しブランドイメージの浸透とシビックプライドの向上を図るための媒体として活用することで、「住みたくなる・帰りたくなる・連れて行きたくなる」まちの実現を目指すことをその目的とする。

【第2期うわじまブランド魅力化計画】

https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/uwajima-city-branding/uwajimabrand-mir yoku.html

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

4 企画提案上限額

2,200,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

5 業務内容

(1) 基本的な考え方

ブランドブックは以下の考え方を基本として制作すること。

- ① 市民や、市外在住の本市に関心を寄せる人たちに対して本市のキャッチコピーである「ココロまじわうトコロ」の理念をわかりやすく表現したものとすること。
- ② 本市の日常を切り取り、市民や本市での暮らしに息づく豊かさ(= 「日常の豊かさ」) に着目したものとし、市民が本市の魅力を再認識し、ブランドイメージの浸透とシビック プライドの向上が期待できるものとすること。また、市外の人が本市の魅力を知り、関係 人口になるきっかけとなるものとすること。
- ③ 宇和島の5つの魅力資源(魅力化計画 P22)を踏まえたものとすること。なお、宇和島市フォトギャラリーから参考素材を選定して差し支えない。

【宇和島市フォトギャラリー】

https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/photogallery/

(2) ターゲット、用途

① 本業務において設定しているターゲット (魅力化計画 P25) は以下を基本とし、詳細なターゲットの設定をする場合は企画提案すること。 (市内)

- ・子育て世代を中心とした若い世代
- ・移住者やその家族
- ・地域貢献や市民参画に興味のある人(市外)
- ・本市を認知しており関係人口となる「見込み」のある人たち
- ・本市を認知していないが「潜在的」に関係人口となる可能性のある人たち
- ② ブランドブックの用途は以下を想定しているが、他の用途について提案がある場合はそれを妨げるものではない。
 - ・庁舎窓口などに設置し、市民の待ち時間における読み物
 - ・市公式 HP 掲載、SNS での発信、プロモーションでの活用、イベントでの配布など
 - ・市民向け出前講座や、市職員研修のテキストとしての活用

(3)自由提案

業務目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、ターゲットに対しブランドイメージの浸透とシビックプライドの向上を図るために効果的な企画があれば、自由に提案すること。

(4)業務内容

取材、写真撮影、デザイン作成、企画編集、校正等、ブランドブックデザイン制作に必要となる全ての作業を含む。(印刷・製本は含まない)

(5) ブランドブックの規格

- ① 寸法 A4 変型サイズ (天地 267mm、左右 210mm)※総合観光パンフレット「宇和島本」と同じサイズとする。
- ② 頁数 全体で40頁
- ③ 用紙 表紙)アラベール四六版 90kg/見返)風光四六版 70kg/本文)ヴァンヌー ボ四六版 105kg
- ④ 印刷 フルカラー
- ⑤ 加工 表紙マット PP 加工
- ⑥ 製本 無線綴じ
- ② 上記を参考とし、本業務全体を勘案し、市と協議のうえ同等のものを採用してもかまわない。

(6) ブランドブックの内容・構成

- ① "まちの魅力は宇和島に息づく「日常の豊かさ」にある"(魅力化計画 P21)ことを 前提にした企画構成となっていること。
- ② ブランドステートメント(魅力化計画 P13)やロゴマーク(魅力化計画 P14)、キャッチコピー(魅力化計画 P15)に込められた趣旨を踏まえた内容になっていること。
- ③ 市民を主役とした構成とすること。
- ④ ブランドブック全体を通して、5つの魅力資源を盛り込んだ内容とし、これらがかけあわさることで元来の宇和島らしさ、新しい宇和島の魅力が醸成されていくことが伝

わるものとすること。

- ⑤ ターゲットとの関係性の築き方(魅力化計画 P26)を踏まえた内容とすること。
- ⑥ ブランドブックの構成には以下の項目を必ず設けること。また、このほかにもより 効果的な提案についてはその提案を妨げない。
 - ・ブランドステートメント (魅力化計画 P13) やロゴマーク (魅力化計画 P14)、キャッチコピー (魅力化計画 P15) の紹介
 - ・市民と本市での暮らしに焦点を当てたメインとなる部分
 - ・本市の紹介(数ページ・人口や気候、基本的な情報など)

(7) 取材・撮影対象の手配

取材の対象とする市民は企画・デザインに基づき、市と協議のうえ決定し、必要に応じ行う。ただし、撮影が困難なものについては、宇和島市フォトギャラリーなどから市の提供する写真を使用しても差し支えない。

6 成果品の納品

契約期限日までに以下の成果品を納品し、本市の検査を受けること。

- (1)制作したブランドブックのデータを格納した電子媒体(DVD-ROM 又は Blu-ray などで、製本印刷用と HP 等で公開できる PDF データ)
- (2) 再編集可能なマスターデータ、印刷データ、その他ブランドブック作成に使用された 全データ、撮影したがブックに使用されなかった写真を含む全写真データを収めた外部 記憶媒体(DVD-ROM等)

7 成果品納入場所

宇和島市役所 総務企画部 市長公室

8 その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2)報告

事業全体の進捗管理を適切に行い、編集会議及び進捗状況確認のために市と協議を行いながら、スケジュールに沿って遅滞なく業務を進めるものとする。

(3) 著作権の帰属

本事業に係る成果品の著作権(頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。)は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。

(4)秘密の遵守

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7)委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

(8) その他

本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、明示のない 事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるもの とする。